

2025年度業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する交渉について

●日 時

令和7年3月26日（水） 18時00分～

●場 所

大阪市役所5階危機管理室内

●出席者

危機管理室 危機管理課長、危機管理課担当係長

大阪市職員労働組合市民支部 支部長、書記長、執行委員

●交渉議事録

○市民支部

- ・ 行政の基本的責務として、市民サービスの確保は極めて重要であり、安易な切り下げは許されるものではないと考えている。多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、行政内容の質や水準を低下させないために、業務内容・業務量に見合った執行体制の構築が必要である。
- ・ また、業務遂行が、超過勤務の増加や、有給休暇等の未取得日数の増加といった勤務環境の悪化の上に成り立つものではないと考える。
- ・ この間、「仕事と人」の関係整理を基本に、真摯な労使交渉・協議を行ってきたところではあるが、「業務執行体制の改編に伴う職員の勤務労働条件の変更」については、交渉事項であるので、引き続き誠意をもって対応するよう申し入れる。
- ・ また、結果として組合員の勤務労働条件に影響を及ぼさない場合であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について、必要な情報提供を随時、速やかに行うよう求める。

「申し入れ書（別紙）」

○危機管理室

- ・ ただいま、令和7年度の業務執行体制について、必要な勤務労働条件の確保を図るよう申し入れを受けたところではありますが、令和7年度における業務執行体制についての危機管理室の考えを示す。
- ・ 本市では、厳しい財政状況のもと、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取組を行ってきた。

- ・ 令和6年度予算編成についても、たゆみなく市政改革に取り組み、収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組みを進めることとしている。
- ・ また、令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」においても、取組方針の1つとして、持続可能な行財政基盤の構築を掲げ、スリムで効率的な業務執行体制にむけた人員マネジメントの推進等を着実に進めることとしている。
- ・ 今後ますます複雑・多様化する市民ニーズや、社会・地域課題に的確に対応するためには、組織全体として業務執行の一層の効率化が欠かせないことから、これまで以上に、施策・事業の再構築等の取組とともに、事務の簡素化による見直しや委託化等によって、真に必要な市民サービスの低下をきたさず、業務内容・業務量に見合った業務執行体制を構築しなければならないと考えている。
- ・ 長時間にわたる時間外勤務は、職員の健康保持・増進に悪影響を及ぼすばかりでなく、ワーク・ライフ・バランスにも支障があることから、日常的に効率的な業務の進行管理に十分に努め、時間外勤務を必要最小限にとどめるよう、職員の時間外勤務の状況の把握とあわせて、引き続き、縮減に向けた取組を行ってまいらる。
- ・ 事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案、それに対応する業務執行体制の改編などの管理運営事項については、職制が自らの判断と責任において行うものであるが、それによって職員の勤務労働条件に変更が生じる場合や、大規模災害により、本市が被災した際の対応や他自治体が被災した場合の対応等についても、都度十分な検討等を行い、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合には、交渉事項として誠意をもって対応してまいりたいと考えている。
- ・ 最後に、職員が働くうえで、日常の職場環境は特に重要であると考えている。セクハラ・パワハラを絶対に発生させないことは当然のことであるが、柔軟な働き方の実現や職場実態に応じた働きやすい環境整備によってワーク・ライフ・バランスを推進し、働きやすく、風通しの良い職場環境を確保するべく、所属が責任を持って、職場マネジメントを行ってまいらる。

○市民支部

- ・ ただいま、危機管理室から考え方が示されたが、我々としても事務事業の見直しそのものを否定しているものではなく、行政需要が逼迫している部門には必要な人員を的確に配置し、十分な執行体制を構築しなければならないと認識している。
- ・ 事務事業の再構築にかかる施策の企画・立案とそれに対応する業務執行体制の改編など管理運営事項とされている内容については、所属の責任において実施することは当然であるが、「市の方針が決定し、公表できる状況にある情

報」については、情報公開請求を受けた場合と同程度の資料を提示するよう要請する。

- ・ また、それに伴う職員の勤務労働条件に関する内容についても、支部・所属間で十分な交渉・協議を円滑に行われるよう強く要請する。あわせて、恒常的な超過勤務について抜本的な解消のため総合的な当局対応を改めて求めておくとともに、超過勤務の多い部門に対し、具体的な要員配置を含む実行ある対応を行うことを強く求め、申し入れ交渉を終了する。